

議案第 6 0 号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年亀山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 候補者は、候補者1人について、作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 候補者は、候補者1人について、作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚</p>

当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第6条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じ

当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第6条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じ

て法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。) を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

て法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。) を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。